

令和元年会社法改正における社債の 管理の見直し及び株式交付制度新設

遠藤 啓之

第 1 はじめに

平成 26 年の会社法改正（以下「平成 26 年会社法改正」という。）に引き続き、令和元年 12 月 4 日に会社法の一部を改正する法律が成立し、同月 11 日に公布された（以下「令和元年会社法改正」という。）。今回の改正は、平成 26 年に会社法が改正された際の附則第 25 条「政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする。」を受けて、金田勝年法務大臣から法制審議会（平成 29 年 2 月 9 日開催第 178 回会議）に対して「近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、株主総会に関する手続の合理化や、役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、社債の管理の在り方の見直し、社外取締役を置くことの義務付けなど、企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたい。」との諮問がなされ（諮問第 104 号）、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会において 19 回の会議と中間試案、パブリックコメント手続を経て、要綱案が取りまとめられ、法務大臣に答申がなされ、政府に

おいて法律案が取りまとめられて、改正されたものである。

政府による改正法の提案理由は、「会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図るため、株主総会資料の電子提供制度の創設、株主提案権の濫用的な行使を制限するための規定の整備、取締役に対する報酬の付与や費用の補償等に関する規定の整備、監査役会設置会社における社外取締役の設置の義務付け等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」とされており、今回の改正の最大のポイントは、取締役等に関する規律の見直しとして平成 26 年会社法改正の際の見直し事項とされたいわゆる上場会社（公開会社・大会社である監査役会設置会社であって金融商品取引法第 24 条第 1 項により発行株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの⁽¹⁾）の社外取締役の設置の義務付け、株主総会に関する規律の見直しとして株主提案権の濫用的行使の制限（不当な目的等による議案の提案を制限する規定の新設は見送られ、株主が提案することができる議案の数の制限が新設された。）であるが、それ以外にも株主総会資料の電子提供制度、取締役等への適切なインセンティブ付与のための取締役の報酬等、株主代表訴訟にかかる会社補償・役員等賠償責任保険契約に関する規律の整備、

担保付社債を除く社債の管理にかかる社債管理補助者の設置及び組織再編としての株式交付制度の新設等を含む多岐にわたるものである。

本稿は、主要な論点ではないが、立法過程における議論を概観し、社債の管理及び株式交付に関する規定を考察する。

社債の管理は、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部（以下「部会」という。）第 1 回会議における部会資料 1 「企業統治等に関する規律の見直しとして検討すべき事項」⁽²⁾において、「第 3 社債の管理の在り方の見直し」として当初から挙げられていたが、株式交付は、当初の検討事項としては挙げられておらず、第 5 回会議における部会資料 7 「その他の規律の見直しに関する論点の検討」⁽³⁾において、「第 3 他社の株式等の取得と引き換えにする株式の交付」⁽⁴⁾として初めて検討対象として挙げられた。社債の管理及び株式交付は、第 10 回会議において取りまとめられた「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案（案）」⁽⁵⁾では、「第 3 部 その他」の中で具体的方向性が示され、最終的に、要綱案でも「第 3 部 その他」としてくくられた。

なお、本稿は、筆者の所属する東京弁護士会法律研究部会社法部での令和 2 年 1 月 9 日に行われた 1 月定例会における筆者の発表「社債の管理、株式交付」をもとにしたものである。

第 2 令和元年会社法改正の経緯

今回の会社法改正は、次のような経緯で可決成立、公布に至った。

(1) 法制審議会会議への諮問

前述のとおり、金田勝年法務大臣から第 1

78 回法制審議会会議へ諮問第 104 号がなされる⁽⁶⁾。同会議では、井野俊郎法務大臣政務官が平成 26 年会社法改正時の附則第 25 条の社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置について言及し、さらに、会社法制について「インターネットを活用して株主総会に関する資料を株主に提供するなど株主総会に関する手続の合理化」、「役員に企業価値を向上させる適切なインセンティブを付与するための規律を整備すること」、「一定の社債についてより簡易な社債の管理を可能とするなど社債の管理の在り方について見直しをすること」⁽⁷⁾などを検討する必要性が指摘されていると発言し、このような企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討の上、その規律の見直しを要する場合にはその要綱を示すよう諮問の説明をした。

社債の管理に関しては、幹事の法務省小川秀樹民事局長が「社債の管理の在り方の見直しとして、社債管理者の設置を要しない社債を対象とした管理制度を新設する必要性等が指摘されております。社債を発行する場合には、原則として社債管理者を設置し、社債の管理を社債管理者に委託しなければならないこととされておりますが、実際には我が国で公募されております多くの社債については、例外規定を利用することにより社債管理者が設置されていないのが実態であると言われておりまして、このような社債管理者が設置されていない社債について、社債管理者よりも簡易な形で管理を第三者に委託することができるような制度を設けるべきであるという指摘がございます。」とさらに詳細に諮問の趣旨を説明した。

岩原紳作委員からは「社債制度の改革は、長年の懸案で、なかなか改善が進んでいないところでして、非常に難しい問題だと思えますけれども、先ほどお話がありましたように、

社債管理者の制度が余り機能していないということを踏まえて、実務を1歩でもよくする提案を考えていただきたいと思います。」との指摘がなされている⁽⁸⁾。

なお、社債の実務については、第4回会議において議論されており、公募社債の約75%は社債管理者が設置されずに発行されており、代わりに社債発行会社の事務処理を行う社債権者保護のための責務は有さない財務代理人が設置されることが一般化していることが指摘されている⁽⁹⁾。河田参考人からは機関投資家向けのいわゆるホールセール債に限れば、約8割が社債管理者不設置となっているという実情が指摘されている⁽¹⁰⁾。

(2) 平成30年2月14日、第10回会議において「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」（以下「中間試案」という。）の取りまとめがなされる。

(3) 平成30年2月28日～平成30年4月13日、中間試案について、パブリックコメント手続が行われる。

(4) 平成31年1月16日、パブリックコメントを受けた議論を踏まえて、第19回会議において「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」（以下「要綱案」という。）の取りまとめ及び附帯決議がなされる。なお、附帯決議は、株主総会資料の電子提供制度に関する規律及び株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書に関する規律に関するものである。

(5) 平成31年2月14日、法制審議会第183回会議において要綱案及び附帯決議が全会一致で原案どおり採択され、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣へ答申される。

(6) 令和元年10月18日、政府が「会社法の一部を改正する法律案」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律

の整備等に関する法律案」閣議決定し、同日付で会期中の臨時国会に提出する。

(7) 令和元年10月18日以降、臨時国会で審議される。

① 10月18日衆議院法務委員会に付託

② 11月22日、途中、10月31日に河合克行法務大臣が辞任し、国会会期が空転したものの、衆議院法務委員会にて最後の質疑、株主提案権について修正のうえ、賛成多数で可決

③ 11月26日、衆議院本会議において賛成多数により修正案が可決

④ 11月2日、参議院法務委員会に付託

⑤ 12月3日、参議院法務委員会において最後の質疑、賛成多数で可決

⑥ 12月4日、参議院本会議において賛成多数により可決・成立

⑦ 12月11日、公布

第3 社債の管理に関する規律

1 令和元年会社法改正の概要

(1) 第1回部会会議における議論

社債の管理に関しては、前述の小川民事局長の法制審議会における発言にもあるように、社債管理者の制度の利用が少なく、社債管理者の制度に代わる社債権者保護のための制度設計が求められていた。すなわち、社債管理者の権限が広範であり、その義務、責任及び資格要件が厳格であるため、社債管理者の設置に要するコストが高く、なり手の確保が難しいと指摘されている一方で、社債管理者を設置しないで発行された社債の債務不履行により、社債権者に損失や混乱が生じる事例があり、このような場合に第三者による最低限の社債の管理を望む声があることが指摘されていた⁽¹¹⁾。

神作裕之委員から「社債の管理の在り方の見直しの基本的な方向性は、私は社債に何か問題が起こったときに、社債権者がきちんと情報に基づいて意思決定をすることが非常に重要なポイントなのではないかと思います。社債の管理の在り方は、社債権者の意思決定の在り方と密接に結び付いており、社債権者が重大な局面で意思決定をする機会と合理的な意思決定をする可能性が確保されるような管理がなされることが望ましいと考えます。したがって、社債の管理の在り方と、社債権者の意思決定の在り方の両者を相互に関連させながら議論を進めていただければ有り難いと思います。」との発言がなされている⁽¹²⁾。

このように、今回の令和元年会社法改正において、社債の管理は、社債管理者が設置されていない社債について、社債管理者よりも簡易な形で管理を第三者に委託する制度の創設が主眼とされていた。

(2) 第 4 回部会会議における議論

第 4 回部会会議における部会資料 5 「社債管理の在り方の見直しに関する論点の検討」では、論点として、新たな社債管理制度について、それを設けることの要否から始まり、権限、義務、損害賠償責任、新たな社債管理機関が複数ある場合の権限の行使、新たな社債管理機関選任後に社債管理者・受託会社が定められた場合等の処理等社債管理事務の承継及び終了等、資格要件が設定され議論された。また、社債権者集会の見直しについては、社債権者集会の決議による社債の元利金の減免、決議の省略が論点とされた。

(3) 第 16 回部会会議

社債の管理について、第 4 回、第 7 回、第 9 回及び第 16 回ないし第 19 回部会会議において議論がなされ、序盤の会議では社債をめぐる状況の説明がなされ、新設される社債

管理補助者の地位（権限及び義務、資格要件の弁護士及び弁護士法人への拡大）を中心に議論がなされたが、第 16 回以降の要綱案とりまとめの際にはほとんど実質的な議論はなされず、取りまとめられた要綱案に対して賛成との意見が表明された。

社債権者集会の決議による社債の元利金の減免については、第 16 回会議において弁護士の沖隆一委員から社債権者集会における多数決によって全部の免除をすることについては法的効果が大きいことから、経過措置として遡及適用しないようにすることを検討してもらいたいとの意見が付された⁽¹³⁾。

(4) 第 18 回部会会議

沖委員から社債管理補助者について、その職務上の社債権者のための公平誠実義務について日弁連としてガイドラインを策定する予定であることが指摘されている⁽¹⁴⁾。

最終的に要綱案が取りまとめられ、社債の管理については大きな修正は入らず、それに沿った法律案が国会において可決され、令和元年会社法改正となった。

(5) 社債の管理に関する法律の概要

令和元年会社法改正において、会社法第 702 条ただし書きに規定する場合には、社債が担保付社債である場合を除き、社債権者のために社債の管理の補助を行う社債管理補助者を設置することができることになった（改正法第 714 条の 2）。社債管理補助者の設置は、社債管理補助者となる者との委託契約によることになる。これまで社債管理者の資格は、銀行、信託銀行等の金融機関に限られていたが、令和元年会社法改正に伴う法務省令の改正により、新たに弁護士、弁護士法人が社債管理補助者になることができるようになった（改正法第 714 条の 3、会社法施行規則 170 条に所定の改正がなされる予定）。また、社債権者集会についても改正がなされ、

社債権者集会の決議に基づく社債権者集会の権限に、支払の猶予、債務不履行によって生じた責任の免除・和解に加えて、社債の全部についてする債務の減免が加わり（改正法第706条第1項第1号）、議決権者全員の書面・電磁的記録による同意の意思表示があった場合の社債権者集会の決議の省略（改正法第735条の2）の規定が加わった。

2 社債管理補助者制度の概要

(1) 社債管理補助者の設置

会社法第702条ただし書きに規定する場合には、社債が担保付社債である場合を除き、社債権者のために社債の管理の補助を行う社債管理補助者を設置することができることになった（714条の2）。

(2) 社債管理補助者の資格要件

社債管理補助者の設置は、社債管理補助者となる者との委託契約によることになる。これまで社債管理者の資格は、銀行、信託銀行等の金融機関に限られていたが、令和元年会社法改正に伴う法務省令の改正により、新たに弁護士、弁護士法人が社債管理補助者になることができるようになった（714条の3、会社法施行規則170条に所定の改正がなされる予定である）。

(3) 社債管理補助者の権限

社債管理者の権限は以下のとおりである。

- ① 破産等法的整理手続への参加
- ② 強制執行・担保権実行手続における配当要求
- ③ 他の株式会社の清算手続における債権申出
委託契約に基づき、
- ④-1 社債にかかる債権の弁済を受けること
- ④-2 社債管理者の権限の一部である社債にかかる債権の実現を保全するために

必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限（同項第2号）

④-3 社債管理者が社債権者集会の決議によって行うべき行為をする権限（同項第3号）

④-4 社債発行会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為をする権限

ただし、④-2のうち、社債の全部についてする支払の請求、社債の全部にかかる債権に基づく強制執行・仮差押え・仮処分、社債の全部についてする訴訟行為・破産等法的整理手続に属する行為については、社債権者集会の決議によらなければならない（同条第3項）。

このように、社債管理補助者の権限は、社債管理者に比べて限定されており、また、重要な時刻については、社債権者集会の決議によらなければならないとすることによって、裁量の余地を狭めている。

(4) 社債管理補助者の義務

社債管理補助者の義務として、委託契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置をとらなければならない（714条の4第4項）。

また、複数の社債管理補助者がある場合には、各自がその権限に属する行為をしなければならず（714条の5第1項）、社債権者に生じた損害を賠償する責任を負う場合には、各自が連帯債務者となる（同条第2項）。

前述のとおり、第18回部会会議において沖委員から社債管理補助者について、その職務上の社債権者のための公平誠実義務について日弁連としてガイドラインを策定する予定であることが指摘されている。

(5) 社債権者を設置した場合等による委託契約の終了

社債管理補助者は、あくまで社債管理者を設置しない場合の代替的制度であるから、社債管理者が設置された場合や社債に担保が付される信託契約が締結された場合には、社債管理補助者を置く旨の委託契約は終了する（714条の6）。なお、自然人である社債管理補助者が死亡した場合については、次項の準用規定に基づいて、社債発行会社は事務を承継する別の社債管理補助者を定めなければならない（714条の7、714条）。

(6) 社債管理者の規定の準用

社債管理補助者は、社債管理者を置くほどもない場合に、社債権者の保護のために置かれるものであり、社債管理者の権限を縮小したものであるところ、義務（704条）、特別代理人の選任（707条）、行為の方式（708条）、社債管理者の責任（710条1項）、社債管理者の辞任（711条）、社債管理者の解任（713条）及び終任後の事務の承継（714条）は、社債管理補助者に準用されている（714条の7）。

(7) 社債権者集会の招集等

社債管理補助者は、ある種類の社債の総額の10分の1以上にあたる社債を有する社債権者の請求があった場合や辞任の同意を得るために社債権者集会を招集することができる（717条3項）。社債権者集会の招集の通知は社債管理補助者に対してもなされ（720条1項）、社債権者集会への出席・書面による意見陳述（729条1項）、社債権者集会の決議の執行（737条1項2号）、社債権者集会の議事録の閲覧等の請求（740条3項）債権者異議手続における催告（740条）、報酬（741条）において社債管理者と同様の規律を受ける。

(8) まとめ

このように、社債管理補助者は、社債管理者とほぼ同等の権限、義務を有するものといえる。資格要件が弁護士・弁護士法人に拡大され、今後の活用が期待されている。

3 社債権者集会にかかる改正

(1) 社債権者集会の決議による社債の元利金の減免

社債権者集会の権限に、支払の猶予、債務不履行によって生じた責任の免除・和解に加えて、社債の全部についてする債務の減免が加わった（706条1項1号）。この社債の前部についてする債務の減免（とりわけ免除）についても裁判所の認可を要するところ（732条）、全社債権者一致の決議による場合はともかく、多数決によって他の社債権者の元利金全てについて免除する決議は社債権者の一般の利益に反する（733条4号）ものとして原則として裁判所は認可しないものと思われ、例外的に複数ある社債権のうち、社債権者の構成がすべて同じものについて一方の社債権について免除する場合や倒産法制上の清算価値を満たさない状況に陥った社債発行会社において免除する場合に認可がなされるものと思われる。

社債権者集会の決議による社債の元利金の減免については、第17回部会会議において弁護士の沖隆一委員から社債権者集会における多数決によって全部の免除をすることについては法的効果が大きいことから、経過措置として遡及適用しないようにすることを検討してもらいたいとの意見が付された⁽¹⁵⁾が、立法上の措置はなされていない（附則第8条・第1条）。

(2) 社債権者集会の決議の省略

議決権者全員の書面・電磁的記録による同意の意思表示があった場合の社債権者集会の

決議の省略ができるようになった（735条の2）。社債権者全員の同意があることを前提に、裁判所の決議の認可は不要となる。

社債発行会社には10年間本店での社債権者全員の意思表示に係る書面又は電磁的記録の備置の義務があり、社債権者、社債管理者及び社債管理補助者には閲覧謄写等請求権が認められている。

支払いの猶予・債権の放棄等、社債権者にとって重要な事項について決議を省略することが可能となるため、決議の省略自体を争う必要がある場合もあり、中間試案の補足説明でも、社債権者の同意に瑕疵がある場合は、社債権者集会の決議があったものとはみなされず、訴えの利益を有する者は、いつでもそのことを主張することができる」と解されている⁽¹⁶⁾。

第4 株式交付制度の新設

1 株式交付制度新設の背景

(1) 改正前会社法における状況

株式交付制度は、親子会社関係を創設させる組織再編行為と位置付けられる。

改正前会社法における自社株式を対価とする他の会社を子会社化する方法としての株式交換は、対象会社が株式会社でなければならず、外国会社は対象会社とできず、完全子会社化する場合でなければ利用できず、自社の新株発行等と他の会社の株式の現物出資による場合には手続が複雑でコストがかかり（検査役による調査）、買収会社は対象会社の発行済株式の全てを取得するものとされており

（2条31号）、引受人である対象会社の株主等及び買収会社の取締役等が財産価額填補責任を負う可能性がある（213条）ことから、完全子会社化する場合ではなくとも他の株式

会社を子会社化するために自社の株式を他の株式会社の株主に交付することができる制度として株式交付制度の新設が議論された。

(2) 第1回部会会議における指摘

第1回部会会議において、経済産業省の安永崇伸幹事が「この30年間、日本企業の企業価値が向上していないという大きな要因として、機動的な事業再編への対応ができていないといった点が大きな課題ではないかということ」を現在、経済産業省あるいは政府部内で議論しておりますけれども、こうしたことから、事業再編をいかに円滑化するかに関しての問題意識を持っております。例えば、・・・海外の状況も踏まえ、日本でも自社株対価による企業買収が活性化するよう関連制度を見直してはどうか、それから、・・・組織再編時の対価の選択的なものを認めてはどうか、・・・今年度の税制改正でスピンオフというもの、これに課税の繰延べ措置が講じられましたので、こういったことも踏まえまして、一定の現物分配について会社法上の手続を緩和してはどうか、といったことを挙げさせていただいております。」⁽¹⁷⁾と組織再編についての検討課題を指摘していた。

(3) その後の部会における議論

ア 第5回部会会議

組織再編の見直しについては、第5回部会会議で具体的な議論がなされ、部会資料7その他の規律の見直しに関する論点の検討で、株式会社が他の会社の株式その他の持分の取得により当該他の会社をその子会社としようとする場合に会社法第199条第1項の募集によらずに当該株式等を取得するのと引換えに当該株式等を有する者に対して当該株式会社の株式を交付することができるものとする、として特殊な株式の交付の制度を組織再編の一類型として位置づける提案がなされた。なお、同資料

中、産業競争力強化法による株式交換と類似の規律の適用がある一方で有利発行規制や現物出資規制の適用をしない会社法の特例による公開買付方式の組織再編もあるが、同制度は、譲渡益課税の繰延が認められていないためか、実施された実例がないことが指摘されている⁽¹⁸⁾。この点は、海野晴一郎幹事（弁護士）からも譲渡課税益の繰延べが認められなければ使われないであろうと指摘されている⁽¹⁹⁾。

その後も株式交付について、第 5 回、第 7 回、第 9 回、第 16～第 19 回に検討がなされた。

イ 第 16 回部会会議

要綱案とりまとめに向けての第 16 回以降の会議では、第 16 回部会会議において、日本商工会議所の意見として鹿島建設株式会社法務部長小林利明委員から株式交付の制度を親子会社関係創出のためだけではなく、40%以上の株式を取得して実質的支配権を有するための制度とするよう、柔軟化することを求める意見が出された⁽²⁰⁾。同様の意見は、豊田通商株式会社専務執行役員日高俊郎委員からもなされた。最終的な要綱案では、株式交付の対象会社である株式交付子会社として法務省令で定めるものは「(会社法) 第 2 条第 3 号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合 (会社法施行規則第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に限る。)における当該他の会社等とするものとする。」とされている。

また、沖委員からは、同じく第 16 回会議において、株式交付の効力を争う制度として無効の訴えがある一方で、株式交付が株式交付親会社と株式交付子会社株主との間の契約によるものであることから、募集株式の発行等における会社法 211 条と同

じような意思表示の瑕疵の制限規定を設けるのか検討するよう指摘がなされた⁽²¹⁾。諮問を受けた法案では、会社法 211 条と同様の規定が設けられ (774 条の 8)、立法化された。申込み (774 条の 4 第 2 項) 割当 (774 条の 5 第 1 項)、株式交付契約 (774 条の 6) の意思表示についての民法 93 条 1 項但書及び 94 条 1 項の規定の排除及び株式交付により株式交付親会社の株主となった日から 1 年を経過した後又は譲渡対価として受け取った株式交付親会社の株式について権利行使をした後の錯誤、詐欺又は強迫を理由とした株式交付子会社の株式の譲渡しについての取消し制限が規定されている。

ウ 第 18 回部会会議

第 18 回部会会議において、小林委員からは要綱案において対象会社に外国会社が外されたことについて、商工会議所のこれまでの要望とは異なるものであり、大変失望している旨の意見表明がなされた⁽²²⁾。また、沖委員からは、株式交換等における会社法 800 条と同じく三角株式交付の追加と株式交付手続中に競合的公開買付がなされた場合の対抗措置として、効力発生日の変更だけではなく、株主総会決議によらない取締役会決議による株式交付計画における割当事項である対価の比率の変更の検討が求められた。これに対しては、法務省民事局付青野雅朗関係官から 800 条と同じ規定は設ける予定がないこと、株主総会決議によらない取締役会決議による交付比率の変更については解釈の問題であると考えている旨の回答がなされた⁽²³⁾。

最終的な要綱案及び法律案の段階で株式交付の対象会社については、外国会社は外され、また、株式交換等において三角株式交換を認める会社法 800 条と同様の規定

を置くことも見送られた。

(4) 税制について

税制については、審議会の最終段階でも譲渡課税益の繰延べについての税制が求められていたが⁽²⁴⁾、経済産業省も令和元年8月の段階で令和2年度の税制改正の要望事項として「自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置の創設」と題し、自社株式等を対価としたM&Aに応じた対象会社の株主について、株式譲渡益・譲渡所得への課税の繰延措置を無期限に講ずる措置を指摘している⁽²⁵⁾。

(5) 最終的的制度設計

最終的に、「株式交付」は、株式会社が他の株式会社をその子会社（法務省令で定めるものに限る。以下第2において同じ。）とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することと定義された。また、子会社の定義は、会社法2条3号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合（会社法施行規則第3条第3項第1号に掲げる場合に限る。）における当該他の会社等とされた。

2 株式交付の具体的手続

(1) 株式交付計画

株式交付をしようとする株式会社（株式交付親会社）において株式交付計画を定める（774条の2、774条の3）。定めるべき事項は、774条の3に詳細に規定されている。

重要事項としては、株式交付子会社の株主から株式交付子会社の株式を譲り受ける際の譲渡対価（株式交付親会社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債、それ以外の金銭等の財産）の定め（内容、数、額又はそれらの算定方法等）、株式交付に伴って生じる資本金・準備金の変動に関する事項があげられ

る。

(2) 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み

株式交付親会社は、株式交付の対象となる会社（株式交付子会社）の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対し、株式交付親会社の商号・株式交付計画の内容その他法務省令で定める事項を通知しなければならない（774条の4第1項）。

(3) 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者による通知

株式交付親会社からの申込みを受けて、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者が所定の期日までに申込者の氏名・名称・住所、譲り渡そうとする株式の数（種類株式の場合は種類ごとの数）を記載した書面を株式交付親会社に交付する（同条2項）。

この通知は、株式交付親会社が譲渡しの申込みをしようとする者に対し、通知事項を記載した金融商品取引法2条10項の目論見書を交付している場合その他譲渡しの申込みをしようとする者の保護にかけるおそれがないものとして法務省令で定める場合には不要となる（同条4項）。

(4) 株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の割当て

株式交付親会社は、申込者の中から株式交付子会社の株式を譲り渡すべき者を定め、かつ、その者に割り当てる譲り渡すべき株式の数を定め、効力発生日の前日までに通知する（774条の5）。

株式交付子会社株式の総数の譲渡しを行う契約を締結する場合には、通知は省略される（774条の6）。

(5) 株式交付子会社の株式の譲渡し

申込者ないし総数を譲り渡すことを約した者は、株式交付子会社の株式の譲渡人となり、効力発生日に株式交付子会社の株式を株式交

付親会社に給付しなければならない（774条の7第2項）。

(6) 株式交付の効力発生とその効果

株式交付の効果として、効力発生日に株式交付親会社は、給付を受けた株式交付子会社の株式を譲り受け（774条の11第1項）、株式交付子会社の株式の譲受人は、譲渡対価に応じて、株主・社債権者・新株予約権者・社債の付された新株予約権者となり（同条2項ないし4項）、あるいは対価となる金銭を受け取る。

(7) 株式交付親会社における手続

ア 株主総会の特別決議による株式交付計画の承認

株式交付親会社は、効力発生日の前日までに株主総会の特別決議によって株式交付計画の承認を受けなければならず（816条の3第1項）、譲渡対価の帳簿価額が株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式等の額として法務省令で定める額を超える場合には、取締役はその旨を株主総会で説明しなければならない（同条2項）。この株主総会の特別決議は、譲渡対価が株式交付親会社の純資産の額の5分の1以下の場合には、適用されないが、譲渡対価の帳簿価額が譲受株式等の額を超えて説明を要する場合又は株式交付親会社が公開会社でない場合は省略できない。

この手続があることで、株式交付親会社が株式交付の対象会社である株式交付子会社の株式を現物出資財産として取得するにあたり、検査役の調査・引受人である対象会社の株主及び買収会社の取締役等の価額填補責任のある199条に定める募集株式の発行によらない株式発行が正当化され、また、199条3項による有利発行規制も受けないことが中間試案補足説明において説明されている⁽²⁶⁾。

イ 株式交付計画に関する書面等の備置及び閲覧等

株式交付親会社は、株式交付計画備置開始日（816条の2第2項）から効力発生日後6か月を経過する日までの間、株式交付計画の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面・記録した電磁的記録を本店に備え置かなければならない（同条第1項）。株式交付計画備置開始日とは、次の①ないし③のうちのいずれか早い日である。

【株式交付計画備置開始日】(①ないし③のいずれか早い日)

- ①株式交付計画について株主総会・種類株主総会の決議によって承認を受けなければならない場合のその2週間前の日（816条の2第2項1号）
- ②株式交付親会社における反対株主の株式買取請求権確保のための効力発生日の20日前までに行う株主への通知の日（816条の6第3項）又はこれに代わる公告の日（同条第4項）のいずれか早い日（816条の2第2項2号）
- ③株式交付における譲渡対価が株式交付親会社の株式に準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合の株式交付親会社の債権者の債権者異議手続における公告の日又は知られている債権者に対する催告の日（816条の8第2項）のいずれか早い日

(8) 株式交付子会社における手続

株式交付子会社においては、取締役会決議や株主総会決議は不要で、株式交付子会社の株主が株式交付子会社の株式を譲り渡す契約を株式交付親会社と結ぶことになる。

(9) 株式交付親会社の株主の保護手続

株式交付親会社の株主の保護手続としては、

差止請求（816条の5）及び反対株主の株式買取請求（816条の6）が定められている。

ア 差止請求

差止請求については、株式交付が法令又は定款に違反する場合において、株式交付親会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときにできるとされているが、株主総会の特別決議を要しない場合（省略できない場合は除く）は差止請求をすることができない。

イ 反対株主の株式買取請求

反対株主の株式買取請求については、公正な価格での買取を請求でき、反対株主の定義（816条の6第2項）は、他の組織再編の場合と同様の規定ぶりとなっている。通知・公告、買取請求・撤回、価格の決定手続等も同様である。

(10) 債権者異議手続

株式交付の対価として株式交付親会社の株式以外の財産が株式交付子会社の株主に交付される場合、株式交付親会社の財産の流出が生じ、株式交付親会社の債権者が害されるおそれが生じるため、債権者異議手続が定められている（816条の8）。

株式交付親会社は、1か月を下回らない期間を定めて官報公告及び知れている債権者への個別催告を行い、期間内に債権者が異議を述べた場合には、株式交付が債権者を害するおそれがないときを除き弁済等を行わなければならない。この点は、他の組織再編における債権者異議手続と同様である。

(11) 株式交付の効力の不発生

債権者異議手続が終了していない場合（774条の11第5項1号）、株式交付を中止した場合（同項2号）、譲り受けた株式交付子会社の株式が株式交付計画で定めた下限を上回らなかった場合（同項3号、774条の10）、

効力発生日において株式交付親会社の株式を譲渡対価として受けるべき譲渡人が株式交付親会社の株式の株主とならない場合（774条の11第5項4号）には、株式交付の効力は発生しない。この場合、株式交付親会社は、譲渡人に対して株式交付をしない旨を通知し、株式交付子会社の株式等の給付を受けていたときは、遅滞なく返還しなければならない（同条6項）。

(12) 株式交付の無効の訴え

株式交付の効力については、株式交付の効力が発生した日から6か月以内に株式交付の無効の訴えによってのみ争うことができ（828条1項13号、同条2項13号）、被告は、株式交付親会社となる（834条12号の2）。無効判決の効力は、将来効（839条）であり、また、株式交付無効判決が確定した場合、株式交付親会社（旧株式交付親会社と定義される）は、対価として自社の株式を交付していたときは、判決確定時における自社株式の株主に対し、株式交付の際に自社株式の交付を受けた者（譲渡人）から給付を受けた株式交付子会社（旧株式交付子会社と定義される）の株式及び新株予約権等を返還しなければならない。株式交付親会社が株券発行会社であった場合には、譲渡対価の株式にかかる株主に対して、譲り受けた旧株式交付子会社の株式等を返還するのと引換えに対価として交付した旧株券の返還を請求することができる（844条の2）。

第5 おわりに—改正による実務への影響及びいくつかの論点

1 以上のように、令和元年会社法改正においてその他の検討対象とされた社債の管理と新しい組織再編行為としての株式交付に

ついて、法制審議会における議論と改正法の内容を見てきた。それぞれについて、改正による実務への影響を見てみる。

2 社債の管理について

実務の要請として社債管理補助者制度が新たに設けられ、これまでの社債管理者とは異なり、弁護士及び弁護士法人に資格要件が拡大されたが、そもそも社債発行会社において社債管理保護者を積極的に設置するか、また、コストが問題となって社債管理者よりも負担感のない社債管理補助者を設けたものであるが、適切な社債管理補助者をどのように供給するのかという問題もある。日弁連においてガイドラインを策定する予定であるが、研修等によりこれまで信託銀行等が行ってきた水準程度にまで社債管理業務に精通することができるのかという問題もある。また、ガイドラインにおいて規定がされるものと思われるが、弁護士法及び弁護士職務基本規定に定める利益相反の場合の調整も必要となる。社債管理補助者が複数置かれる場合については、金融機関が弁済受領その他の日常的な管理を行い、弁護士や弁護士法人が保全行為や倒産手続における社債権者との連絡役を行うといった業務のすみわけが行われることになるとと思われる。

社債権者集会に関する改正については、これまで会社法706条1項1号の「和解」の解釈上できるという説が有力とされていた多数決による元利金の減免が立法化され、また、解釈上可能であるとされてきた決議の省略についても立法化された。元利金の減免については、裁判所の認可によるスクリーニングを経ることで社債権者の保護が図れるとされるが、全会一致の場合を除き、不認可事由である「決議が社債権者の一般の利益に反するとき」(会社法733条4号)

と判断される場合がありうるのか、どのような場合がそうかが問題となる。決議の省略については、社債権者が多い場合、機能しないとも思われる。社債管理者ないし社債管理補助者の役割が期待されるところである。

また、社債権者集会決議による社債の全部についての債務の免除が認可される場合についても実務の集積が待たれるところである。

3 株式交付について

親子会社関係を創設する組織再編行為である株式交換以外の制度として新設された株式交付制度である。産業競争力強化法に基づき、これまでも一定の要件の下で同様の効果を得られる組織再編は可能であったが実例がなかった理由として挙げられた株式交付子会社株主の株式譲渡益に対する繰延課税については経済産業省から税制改正の要望がなされており、これを受けて税制改正がなされることで制度の活用がなされるかが焦点である。

また、株式交付は、株式交換に類似した組織再編行為であるところ、株式交換については金融商品取引法に基づく公開買付規制はないが、株式交付については、公開買付規制が及ぶものと解されており⁽²⁷⁾、株式交付親会社において株式交付による対象会社の子会社化においては、公開買付規制についても留意しなければならない。

些末な論点ではあるが、株式交付における株式交付子会社株式の譲渡について、名義書換が対抗要件であり、株券不発行会社かつ保管振替制度の適用のない株式については、二重譲渡のおそれがあり、名義書換を先にされた場合には第三者に対して対抗できなくなる。そこで、法務省令である会社法施行規則により株式交付親会社からの

単独での株式交付子会社の株式にかかる株主名簿の書換に関する規定が設けられるものと思われる（133条2項・会社法施行規則22条1項参照）。

懸案であった税制改正については、令和2年税制改正の大綱において「収入金額とすべき経済的利益の価額を譲渡についての制限が解除された日における価額とする収入金額の計算に関する措置」について「会

社法の一部を改正する法律の施行の日以後に交付の決議がされる譲渡制限付株式について適用する。」措置を講ずるとされていることから、立法的解決を見る予定である⁽²⁸⁾。

4 社債の管理及び株式交付による親子会社関係形成の組織再編は、いずれも実務の要望に応じてなされた改正であり、今後その活用が期待されている。

(注記)

- (1) これ以外の指名委員会等設置会社（会社法第400条第3項）及び監査等委員会設置会社（会社法第331条第6項）はその構成上、社外取締役の設置が義務付けられている。
- (2) 部会資料1「企業統治等に関する規律の見直しとして検討すべき事項」については <http://www.moj.go.jp/content/001237419.pdf>。
- (3) 部会資料7「その他の規律の見直しに関する論点の検討」については <http://www.moj.go.jp/content/001237452.pdf>。
- (4) 当初は、募集株式（会社法199条以下）とは異なる手続に基づく「株式の交付」という趣旨で仮に名称が付されていた。
- (5) 会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案については <http://www.moj.go.jp/content/001252001.pdf>、会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案の補足説明については <http://www.moj.go.jp/content/001252002.pdf>。
- (6) 諮問第104号は <http://www.moj.go.jp/content/001216452.pdf> に掲載。
- (7) 第178回議事録（<http://www.moj.go.jp/content/001221069.pdf>）1頁、2頁。
- (8) 第178回議事録（<http://www.moj.go.jp/content/001221069.pdf>）16頁。
- (9) 部会参考資料16「新たな社債管理機関等について」（日本証券業協会）（<http://www.moj.go.jp/content/001237446.pdf>）1頁。
- (10) 第4回議事録（<http://www.moj.go.jp/content/001238130.pdf>）5頁。
- (11) 部会資料1「企業統治等に関する規律の見直しとして検討すべき事項」（<http://www.moj.go.jp/content/001237419.pdf>）4頁。
- (12) 第1回議事録（<http://www.moj.go.jp/content/001231218.pdf>）23頁。
- (13) 第16回議事録（<http://www.moj.go.jp/content/001274584.pdf>）29頁。
- (14) 第18回議事録（<http://www.moj.go.jp/content/001284694.pdf>）20頁。
- (15) 第17回議事録（<http://www.moj.go.jp/content/001277876.pdf>）29頁。
- (16) 中間試案の補足説明56頁。
- (17) 第1回議事録11頁。
- (18) 部会資料7、8頁。
- (19) 第5回議事録（<http://www.moj.go.jp/content/001242624.pdf>）62頁。
- (20) 第16回議事録45頁。
- (21) 第16回議事録46頁。
- (22) 第18回議事録20頁。
- (23) 第18回議事録22頁。
- (24) 古本委員発言、第18回議事録19頁。
- (25) 令和2年度税制改正に関する経済産業

省要望【概要】(https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2020/zeisei_r/pdf/1_02.pdf) 9 頁。

(26) 中間試案補足説明 5 6, 5 7 頁。

(27) 井上幹事発言、第 1 6 回議事録 4 7, 4

8 頁。

(28) 令和元年 1 2 月 2 0 日に閣議決定
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2020/20191220taikou.pdf。